

説明会アンケートQ&A

7月24日(水)に開催した説明会のアンケートでいただいたご質問について回答いたします。  
 確認中、検討中の内容については随時更新予定です。

No.	ご質問いただいた施設	項目	問	答
1	認証保育所	確認申請	確認申請書について、内容に変更があった場合、再提出は必要か。(施設長や職員の移動等)	確認申請の内容に変更があった場合は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(第2号様式)を提出してください。
2	認証保育所	確認申請	ベビーシッターも確認申請が必要か。また、認可外保育施設も併用していた場合、合算して無償化上限まで支給されるか。	居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)も確認申請は必要です。また、複数の認可外保育施設等を併用していた場合、利用料を合算した金額と月額37,000円のうち少ない金額が支給されます。
3	認証保育所	確認申請	確認申請書の2.管理者住所は施設長の自宅住所か。	お見込みの通りです。
4	認証保育所	確認申請	確認申請書の5.職員の配置はいつ時点のものか。	確認申請書提出時点の職員配置を記入してください。
5	認証保育所	確認申請	確認申請書の6.研修については2018年～2019年度の記載で良いか。	特に期限は定めません。多くて書き切れない等の理由で区切る場合は、年以降など分かるように記載してください。
6	認証保育所	確認申請	確認申請書添付書類1と3は認証書と内容変更届の写しで良いか。(3はいつもらうものか)	確認申請書別紙2の添付書類1について、認証保育所の場合は認証書と内容変更届の写しをご提出ください。添付書類3は東京都の立入調査後、発行されていますので写しをご提出ください。
7	認証保育所	確認申請	確認申請書の職員数に休職中の者は含めるか。	休職中の方は除いてください。
8	認証保育所	確認申請	認証保育所は児童福祉法第59条の届出を免除していると思うが、確認申請書の1.届出を行った年月日には何を書けば良いか。(認証書の発行日か。)	認証書の発行日を記載してください。
9	認証保育所	確認申請	当園は無償化の対象外となっていますが、東京都からの補助金に関しては現行通り、保護者自身が申請をする形が良いのでしょうか。	補助金に関しては現行通り、保護者自身から区へ申請を行っていただくこととなります。 なお、0～2歳の施設であっても非課税世帯の方がいらっしゃる可能性があるため、確認申請書はご提出いただけますようお願いいたします。
10	認証保育所	確認申請	今後、非課税世帯が在籍となった場合、その時点で申請書の提出ということになるのでしょうか。	非課税世帯が在籍となったからの確認申請書提出となると、在籍開始から確認までの期間は無償化の対象となくなってしまうため、確認申請書は事前にご提出いただけますようお願いいたします。
11	ベビーホテル等	確認申請	確認申請書の添付書類について、役員の概念がありませんが替わりに病院長、副院長等の幹部の氏名、生年月日、住所一覧を添付すればよろしいでしょうか。	その対応をお願いいたします。
12	不明	確認申請	提出する料金表はいつ時点のものでしょうか、変更予定ありますが、時期は秋頃未定です。変更してからの届出でよいのでしょうか。	確認申請書提出時点の料金表をご提出ください。
13	不明	確認申請	職員の研修受講状況はいつまでさかのぼりますか。	特に期限は定めません。多くて書き切れない等の理由で区切る場合は、年以降など分かるように記載してください。
14	保育室	公示	9月の「公示」はどのような形でされるのか。(申し込みする方はどのように見て知ることができるのか)	公示された施設・事業についてはホームページで公開予定です。
15	ベビーホテル等	施設等利用給付費・補助	現在保育クーポンを利用されている保護者の方がいます。区の補助金と足してクーポン利用できますか。	確認中。
16	ベビーホテル等	施設等利用給付費・補助	保護者は申請書と現況届を出して請求書をもらえば3.7万円+1.13万円+0～2歳の課税世帯等を受けられるのでしょうか。	無償化の対象者について 無償化の対象となるためには施設等利用給付費認定を受ける必要が有りますので、まずは施設等利用給付費認定申請書(新2号・新3号用)兼支給認定現況届をご提出いただけます。 次に無償化の対象者については、請求書をご提出いただくことで利用する施設等に応じて以下のような支給を受けることができます。 ・認可外保育施設等のみを利用する場合・・・月額上限3.7万円 ・預かり保育が十分でない幼稚園利用者が認可外保育施設を利用する場合・・・月額上限1.13万円  0～2歳の課税世帯について 無償化の対象でない課税世帯の0～2歳については別途補助制度があります。この場合、施設等利用給付費認定は受けることができないため不要ですが、それぞれの補助制度で異なる要件があります。例えば、ベビーホテル等利用者への補助制度の場合は、認可保育園へ入園申込みを行い、入園待機となっていること等が要件となりますので各補助制度の要件をご確認ください。

17	ベビーホテル等	施設等利用給付費・補助	助成金受領の条件になっている保育の必要性は、幼稚園進学時に認可保育園に申し込んでいなくても問題はないか。	施設等利用給付費については施設等利用給付認定を受けていればよい。ため、認可保育園へ申込みを行っていても問題ありません。
18	保育室	補助	無償化対象でない0～2歳は現行の保育料補助は継続されるのか。また、手続きの方法は変わるのか。	0～2歳の多くは無償化の対象でないため、現行の保育料補助は継続します。手続き方法の詳細は検討中ですが、申請書様式等は変更になる予定です。
19	ベビーホテル等	幼稚園預かり保育	預かり保育の場合、幼稚園が預かり保育が十分でない水準の場合にも、利用者の認定通知書の発行で判断してよろしいのでしょうか。	利用者の認定通知書のみでは判断できません。幼稚園の公示の情報をご確認いただく必要があります。
20	ベビーホテル等	居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)	居宅型の研修について、いつまでに研修を受ければ良いのか。	世田谷区では令和3年4月より、無償化の対象範囲を「指導監督基準を満たす認可外保育施設」とする条例の制定を目指しています。よって、それまでに受講していれば無償化の対象外にはならないと考えられます。
21	認証保育所	給食費	給食費は課税と説明していたが、課税か非課税か。軽減税率は適用になるか。	内閣府HPに掲載されている「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ[2019年5月30日版]」のNo.177等より、保育料と一体で徴収する場合は非課税、保育料とは別途徴収する場合は課税対象となります。軽減税率の適用については確認中です。
22	認証保育所	領収書・提供証明書	領収書、証明書について、現在利用者(保護者)へ渡しているものは園の形式だが、変更する必要があるのか。	領収書は利用料の額と特定費用(給食費等)の額が分けて記載してあれば変更する必要はありません。提供証明書も特定子ども・子育て支援の内容、提供した日(日数)、提供した時間帯、費用の額が記載してあれば変更する必要はありません。
23	認証保育所	領収書・提供証明書	領収書は園 利用者 区となるのか、園 区となるのか。在籍証明書と同様に園 区としていただきたい。	検討中。
24	認証保育所	領収書・提供証明書	現在WEB明細のため、印刷して利用者へ渡すのであれば印紙代の補助が出るのか。	領収書の取扱いについては確認中。補助は予定していません。
25	認証保育所	領収書・提供証明書	提供証明書は子どもの第 号認定を書く欄があるが、園では把握していない。(保護者から聞いたものを区に確かめるのか)	検討中。
26	認証保育所	領収書・提供証明書	非課税世帯がどの世帯であるか、事業者は知り得ないため、領収書や提供証明書は保護者から依頼された時のみ発行すれば良いか。	検討中。
27	認証保育所	領収書・提供証明書	領収書は要件を満たしていれば請求書に受領印を押すだけでも代用可能か。	検討中。
28	ベビーホテル等	領収書・提供証明書	「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」を発行する際、金額によっては収入印紙が必要になるのでしょうか。領収確認書と名前を変えていただければ印紙は必要ないかと思いますがいかがでしょうか。	確認中。
29	居宅訪問型保育事業	その他	ベビーシッターを個人でやっている場合、どうこの制度とからんでいくのか。	無償化では認可外保育施設等を給付の対象とする一方、質の確保・向上へ向けた取り組みを実施することとなり、いわゆるベビーシッターにおいては指導監督基準の創設が予定されております。その中で、保育士及び看護師以外の従事者については、一定の研修受講が要件として設けられる予定です。よって、まずは国の指導監督基準を満たしていただく必要があります。